

美濃加茂市告示第23号

美濃加茂市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月26日

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、ブロック塀等の撤去をする者に対し、ブロック塀等撤去事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、ブロック塀等の撤去を促進し、震災時等におけるブロック塀等の倒壊による人命の危険を防除することを目的とする。

(適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成25年美濃加茂市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示による。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、コンクリート造、レンガ造その他組積造による塀及び門柱で、高さが敷地面高60センチメートル以上であって、延長が2メートル以上であるものをいう。
- (2) 撤去 ブロック塀等の基礎を含む全て又は一部を取り除くことをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路に面するものは、基礎を含む全てを取り除くものに限る。
- (3) 公衆用道路 建築基準法第42条に規定する道路及び不特定の者が通行する道路をいう。
- (4) 公共施設等 道路以外の学校、公園、交流センター等その他これらに類する公共施設で多数の者が利用する施設及びその敷地をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助金の交付対象となるブロック塀等の所有者（特別な事情により所有者が撤去できない場合又は所有者が複数ある場合は、市長が適当と認める者を含む。）であり、当該ブロック塀等の撤去を行う者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 国及び地方公共団体並びに法人その他これらに準ずる団体
- (2) 道路改良その他の公共事業の補償の対象となるブロック塀等の撤去を行う者
(補助対象ブロック塀等)

第5条 補助金の交付対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 市内に存するブロック塀等で、公衆用道路又は公共施設等に面しているもの
- (2) ブロック塀等の高さが、その敷地と公衆用道路又は公共施設等が接する部分からブロック塀等までの距離より大きいもの
- (3) 一部を取り除く場合は、ブロック塀等の高さを敷地面高60センチメートル以下とするもの
(補助対象工事)

第6条 補助の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の所有者が発注する補助対象ブロック塀等の撤去であること。
- (2) 申請した日の属する年度の2月14日までに完了する撤去であること。
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象ブロック塀等の撤去にかかる工事費の2分の1以内の額とし、1件当たり15万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、同一敷地内において、1回限りとする。

(交付申請の期日)

第8条 規則第8条第1項の規定による期日は、当該事業を実施しようとする日前14日とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第9条 規則第8条第2項第1号の規定による事業計画書は、美濃加茂市ブロック塀等撤去事業計画書（様式第1号）とする。

(実績報告の期日)

第10条 規則第18条第1項の規定による期日は、当該工事完了後30日又は申請した日の属する年度の2月28日のいずれか早い日とする。

(実績報告)

第11条 規則第18条第2項第1号の規定による事業実績書は、美濃加茂市ブロック塀等撤去事業実績書（様式第2号）とする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。